公益社団法人　千葉県労働基準協会連合会

団体労働災害総合保険のご案内

本「団体労働災害総合保険」は、政府労災保険の保険給付がなされた場合、その給付金の上乗せとして保険金をお支払いするものです。近年、労働災害に対する損害賠償請求額は高額化する傾向にあり、政府労災保険のみでは十分な備えとは言えなくなってきており、安定した企業経営のため労働災害に伴う企業の損害を補償するための制度です。

【特長】

１．割引適用による割安な掛金（保険料）　　**２０２４年も約６６％割引を適用**

千葉労基連賛助会員・労働基準協会会員の皆さまが加入者となる団体保険には、優良割引ならびに事業場数割引が適用され、同種の保険に個別で契約されるより掛金が割安です。

２．補償金額は自由に設定可能

災害補償規定など貴社の災害補償制度に合わせた補償設計ができます。

３．政府労災保険の被用者はもれなく補償の対象

臨時雇い・アルバイトでも労災保険の被用者となれば、自動的に補償の対象となります。
※政府労災保険と同様に無記名。追加の報告等も不要です。
事業主でも労災保険に特別加入している場合には補償対象とすることができます。

４．上乗せ補償以外の特約などを付帯することも可能

使用者賠償責任補償・・・事業主が損害賠償請求を受けた場合に賠償金・弁護士費用等を補償。
休業補償・・・被用者が休業により賃金の支払いを受けられない場合の補償。

【ご加入にあたって】

１．加入期間（保険期間）：２０２４年３月１日午後４時より２０２５年３月１日午後４時（１年間）
申込締切日：２０２４年２月９日（金）（予定）　※中途加入も可能です。

２．加入方法：下記申込連絡票を緑富士㈱（担当：岡部）までＦＡＸ（03-5577-2808）ください。
ご加入にあたっては、直近労働年度の「労働保険概算・確定保険料申告書」等の（写）が必要です。

＝＝＝

ＦＡＸ：０３－５５７７－２８０８　　ＴＥＬ：０３－５２４４－５３６０

緑富士株式会社　営業部（担当：岡部）行

千葉労基連「団体労災保険」申込連絡票

以下をご記入のうえ、現在ご加入の保険証券や労働保険概算・確定保険料申告書等の（写）とともにＦＡＸまたはお電話にてご連絡ください。ご加入される場合には、加入申込票等の必要書類をお送りさせていただきます。

貴社名	
ご担当者名	
ご住所	〒　　－
ご連絡先	TEL：　　（　　）　　FAX：　　（　　）
連絡事項	☐申込をしたいので、必要資料がほしい ☐電話で説明が聞きたい（　月　日　時頃） ☐その他のお問い合わせ・ご質問